年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和元年11月11日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 O件

 国民年金関係
 O件

 厚生年金保険関係
 O件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 3件

 国民年金関係
 3件

 厚生年金保険関係
 O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1900058 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900021 号

第1 結論

昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月から昭和57年3月まで

私は、昭和55年12月に仕事を辞めた後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、再就職するまで、自宅に郵送された納付書を用いて、1か月又は2か月ごとに銀行で納付した。請求期間も含めて1回に支払った保険料の金額は、ずっと7,500円ぐらいだった記憶もあるのに、請求期間の保険料は免除とされている。

請求期間当時、職業訓練校に通っていたが、失業保険を受給していたため、 保険料を支払うことは可能であり、免除手続を行ったこともなく、免除とされ る理由も思い当たらないので、請求期間について、調査した上、記録を訂正し てほしい。

第3 判断の理由

請求期間は12か月と短期間であるほか、請求期間直前の保険料については、納付済みとされている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号については、A市の国民年金被保険者名簿の補記欄における記載から、昭和55年12月頃に払い出され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。この際、昭和55年12月に被保険者資格を取得する事務処理が行われ、以後、請求者は、昭和57年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで継続して国民年金の被保険者であったところ、当該国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間の保険料については、申請免除と記録され、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

また、当該国民年金被保険者名簿については、i)請求者の国民年金手帳記号

番号、生年月日並びに婚姻前の氏名及び住所が記載され、その記載内容に誤りはなく、他人の記録が混在する可能性は低いものとみられること、ii)補記欄には、

「新規取得 55. 12. 5 受付」及び「資格喪失 57. 4. 22 受付除票」との記載が確認でき、昭和 55 年度の国民年金検認記録欄においても、当時、保険料が納付されたことを確認する印が押されているなど、当時の請求者の国民年金に係る状況が記録されたものとみられること、iii)資格喪失年月日の記載については、請求者が所持する年金手帳における国民年金の記録(1)の「被保険者でなくなった日」欄の記載と一致し、A市が記載を行ったことを示す印も確認できることから、事務処理の過程において、適切に作成されたものとみられ、その記載内容にも不自然さは見当たらない。

さらに、上述のとおり、当該国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料については申請免除と記録されていることから、請求者は、請求期間当時、免除承認された者と取り扱われていたものとみられ、制度上、保険料が免除された期間に係る保険料を納付しようとする場合、追納制度を利用して保険料を納付する必要があるものの、当該国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、請求者が、請求期間の保険料を追納する申出を行った形跡は確認できない。

加えて、A市の回答及び同市に係る他の被保険者の納付状況によると、請求期間頃の同市における保険料納付周期は2か月単位とみられるところ、請求者が記憶する保険料の金額(7,500 円ぐらい)は、納付済みとされている請求期間直前の年度に係る2か月分の保険料額(1か月分は3,770 円)に相当する。しかし、翌年度である請求期間の保険料額は、2か月分の金額が9,000 円(1か月分は4,500 円)と上昇しており、請求者が記憶する保険料の金額ともやや相違していることを踏まえると、請求者が、請求期間の保険料を納付していたと推認するまでには至らない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1900097 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900022 号

第1 結論

昭和54年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年*月から昭和57年3月まで

私の国民年金については、姉と同様に、母親がA町役場で加入手続を行い、 保険料についても、A町役場で納付していたと聞いていた。姉は20歳から国民 年金の保険料が納付済みとされているのに、自分の分だけ納付記録がないのは おかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親がA町役場で国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたと主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は請求期間当時、A町に住所地を定めていたことが確認できることから、請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料をA町役場で納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親からは、請求者に係る加入手続及び保険料納付について、具体的な陳述は得られず、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成9年1月時点で加入していた共済組合において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求者は、母親から、姉と同じように、保険料を納付してくれたと聞

いているとしているところ、請求者については、20歳到達時から公的年金の被保 険者資格を取得するまで学生であり、国民年金の任意加入期間であったことから、 姉とは状況が異なり、姉の保険料が納付されていることをもって、請求期間の保 険料が納付されていたと推認する事情を導き出すことができない。

このほか、請求期間当時に請求者が住所地を定めていたA町、居住していたとするB市、及びC市は、いずれも、請求者に係る国民年金被保険者記録はないと回答している上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1900096 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1900023 号

第1 結論

昭和37年*月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年*月から昭和42年3月まで

私は、義務教育を終了してからすぐに、A市にあった事業所で勤務したが、20歳の頃に、事業主から国民年金の保険料を払っておくからと聞いたので、20歳の時から保険料が納付されていたはずである。その後、昭和38年1月頃に事業主が亡くなったため、昭和38年2月以降の保険料については、自宅に集金に来た町内の人に、同居していた母親が納付してくれた。母親が保険料を払っているところを見たこともあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間以降、保険料を全て納付しており、請求期間以外に保険料の未納はない。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする、当時請求者が勤務していた事業所の事業主及び請求者の母親は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができないことから、加入手続及び保険料の納付状況についての詳細は不明である。

また、請求者が保管する国民年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、 国民年金受付処理簿及び国民年金手帳の発行年月日によると、昭和 44 年 5 月頃 に払い出され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見 当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、請 求者の被保険者資格については、20 歳に到達した昭和 37 年*月に遡って取得す る事務処理が行われたものとみられる。このため、請求期間当時、請求者は、国 民年金に未加入であり、事業主及び母親が保険料を納付することはできなかった ものとみられる。 さらに、住民票によると、請求者は、昭和38年2月に初めてA市の住民となった記載が確認できるところ、国民年金の加入手続及び保険料納付については、制度上、住所地がある市町村において行うこととされていたため、請求者が20歳に到達した昭和37年*月頃に、請求者の陳述どおり、A市にあった事業所の事業主が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとは推認し難い。

加えて、請求期間直後の昭和 42 年度及び昭和 43 年度の保険料については、A市の被保険者名簿によると、昭和 44 年 11 月に、遡って納付されており、20 歳から納付してもらっていたとする請求者の陳述とは相違する上、請求者の妻が保管する国民年金手帳記載の国民年金手帳記号番号は請求者と連番であるところ、妻に係るA市の被保険者名簿によると、妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 44 年 3 月の国民年金の保険料は、請求者と同様に昭和 44 年 11 月に遡って納付されており、この時点において、請求者及び妻の保険料について未納があることを承知の上、可能な限り未納の解消に努めていた状況がうかがわれることを踏まえると、事業主及び母親が、請求期間当時、請求期間の保険料を納付したと推認する事情は見いだせない。

このほか、A市の被保険者名簿においても、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、事業主及び母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。